

第四百四十五回
国 会

参議院外交・防衛委員会會議録第二十号

平成十一年八月五日(木曜日)

午後二時開会

委員の異動

七月二十八日

辞任 佐々木知子君

補欠選任 竹山 裕君

七月二十九日

辞任 竹山 裕君

補欠選任 佐々木知子君

木俣 佳文君

櫻井 充君

七月三十日

辞任 櫻井 充君

補欠選任 木俣 佳文君

出席者は左のとおり。

委員長

河本 英典君

理事

依田 智治君

吉村 剛太郎君

高野 博師君

小泉 親司君

委員

大野つや子君

佐々木知子君

村上 正邦君

森山 裕君

木俣 佳文君

齋藤 勲君

吉田 久之君

統 訓弘君

立木 洋君

田 英夫君

国務大臣

(国務大臣) 野呂田芳成君

政府委員

防衛庁長官官房 守屋 武昌君

事務局側

常任委員会専門 員 櫻川 明巧君

田村 秀昭君

山崎 力君

佐藤 道夫君

本日の会議に付した案件

○自衛隊法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河本英典君) ただいまから外交・防衛委員会を開会いたします。

自衛隊法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。野呂田防衛庁長官。

○国務大臣(野呂田芳成君) ただいま議題となりました自衛隊法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

この法律案は、自衛隊法、防衛庁の職員の給与等に関する法律、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を内容としております。

これは、一般職の国家公務員の例に準じて、高齢社会に対応する等のため、隊員の定年退職者等の再任用制度を改め、あわせて再任用された隊員の給与等に関する規定を整備し、並びに懲戒制度の一層の適正化を図るため、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとするほか、公務の公正性及び透明性の一層の確保並びに隊員の適正な再就職の実施を図るため、退職後二年間に営利を目的とする会社等の地位につくことについて防衛庁長官の承認が必要とされる要件を改めるとともに、防衛庁長官が行った承認について国会に対し報告しなければならないこと等とするものであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、定年退職をした隊員等の再任用制度について、六十五歳までの在職を可能とするともに、自衛官以外の隊員への再任用について短時間勤務の制度を設けるものであります。

第二に、退職した隊員が再び隊員として採用された場合において、当該退職及び採用が一定の要件に該当するものであるときは、退職前の在職期間中の懲戒事由に対して処分を行うことができることとするものであります。

第三に、退職後二年間につくことについて防衛庁長官の承認を受けることが必要とされる営利を目的とする会社等の地位を、退職前五年間に在職していた防衛庁本庁または防衛施設庁と密接な関係にあるものに改め、防衛庁長官が行った承認の処分に関し、国会に対し報告しなければならないこととするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、新たに導入される定年退職者等の再任用制度により採用された者の俸給月額その他給与について、所要の規定の整備を行うものであります。

最後に、国家公務員の寒冷地手当に関する法律及び国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正について御説明いたします。

これは、新たに導入される定年退職者等の再任用制度により採用された者について、一般職の国家公務員の例に準じて、寒冷地手当を支給しないこと及び短時間勤務の者の部分休業を可能とすることその他所要の規定の整備を行うものであります。

以上が、自衛隊法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(河本英典君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四分散会

八月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、自衛隊法等の一部を改正する法律案

自衛隊法等の一部を改正する法律案

自衛隊法等の一部を改正する法律案

(自衛隊法の一部改正)

第一条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五

号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百十七条」を「第百十七条の二」に改める。

第四十四条の二第一項中「及び次条を」と、次条及び第四十四条の五に改める。

第四十四条の四の見出しを「(自衛官以外の隊員への定年退職者等の再任用)」に改め、同条第一項を次のように改める。

任命権者は、次に掲げる者(次条において「定年退職者等」という。)を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する官職に採用することができる。ただし、その者がその者を採用しようとする官職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

一 第四十四条の二第一項の規定により退職した者

二 前条の規定により勤務した後退職した者
三 定年退職日より前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

四 第四十五条第一項の規定により退職した者

五 第四十五条第三項の規定により勤務した後退職した者

六 第四十五条第一項に規定する定年に達した日の翌日より前に退職した者のうち勤続期間等を考慮し前二号に準ずるものとして政令で定める者

七 国家公務員法(昭和二十二年法律第百一十号)の規定により退職した者であつて第一号、第二号又は第三号に準ずるものとして政令で定める者

第四十四条の四第三項中「に係る定年退職日の翌日から起算して三年を超え」ことができな

に改める。

第四十四条の四の次に次の一条を加える。

第四十四条の五 任命権者は、定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の官職(当該官職を占める隊員の二週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する官職でその職務が当該短時間勤務の官職と同種のものに占める隊員の二週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項において同じ。)に採用することができる。

2 前項の規定により採用された隊員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

3 短時間勤務の官職については、定年退職者等のうち第四十四条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該官職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第四十五条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加える。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(自衛官への定年退職者等の再任用)
第四十五条の二 任命権者は、前条第一項の規定により退職した者又は同条第三項の規定により勤務した後退職した者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、教育、研究、補給その他長官の定める業務を行うことを職務とする常時勤務を要する官職に引き続いて採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、政令で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以

前でなければならない。

4 長官は、第一項の規定により採用された自衛官がその任期が満了したことにより退職することが自衛隊の任務の遂行に重大な支障を及ぼすと認めるときは、当該自衛官が第七十六条第一項の規定による防衛出動を命ぜられていない場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内の期間を限り、任期を延長することができる。

第四十六條中「各号の二」を「各号のいずれか」に改め、同条第三号中「基く」を「基づく」に改め、同条に次の一項を加える。

2 隊員が、任命権者の要請に応じ一般職に属する国家公務員、特別職に属する国家公務員(隊員を除く。)、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち政令で定めるものに使用される者(以下この項において「一般職国家公務員等」という。)となるため退職し、引き続き一般職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合(一の一般職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の一般職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として隊員として採用された場合を含む。以下この項において「先」の退職」という。)、一般職国家公務員等としての在職及び隊員としての採用がある場合には、当該先の退職までの引き続く隊員としての在職期間を含む。

以下この項において「要請に応じた退職前の在職期間」という。)中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに對し同項に規定する懲戒処分を行うことができる。隊員が、第

第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項の規定により採用された場合において、第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となつた日までの引き続く隊員としての在職期間要請に応じた退職前の在職期間を含む。又は第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項若しくは第四十五条の二第一項の規定によりかつて採用された隊員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

第六十二條第二項中「隊員は、その離職後」を「隊員(第三十六條第一項の規定の適用を受ける自衛官及びこれに準ずる者として総理府令で定めるものを除く。は、離職後に、離職前五年以内に從事していた職務と密接な関係のあるものをその離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁と密接な関係にあるものに就くことを承諾し又は就いてはならない」に改め、同条第三項中「隊員が総理府令」を「隊員が、総理府令」に改め、「長官」の下に「又はその委任を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

5 内閣は、毎年、遅滞なく、国会に對し、前年において長官が行つた第三項の承認の処分(第一項の規定に係るものを除く。)に關し、各承認の処分ごとに、承認に係る者が離職前五年間に在職していた防衛庁本庁又は防衛施設庁における官職、承認に係る官利を目的とする会社その他の団体の地位、承認をした理由その他必要な事項を報告しなければならない。

第八章中第百十七條の次に次の一条を加える。

(経過措置)
第百十七條の二 この法律の規定に基づき命令

を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百十八条第一項第二号中「又は第二項」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第六十二條第二項の規定に違反して営利を目的とする会社その他の団体の地位に就いた者

（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「並びに第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員を」と、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員並びに自衛隊法第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又は第四十五條の二第一項の規定により採用された職員（次條の規定の適用を受ける職員を除く。以下「再任用職員」という。）に改め、同條第二項中「次項」の下に「及び第八條第三項」を加える。

第八條及び第九條を次のように改める。

第八條 参事官等である再任用職員の俸給月額、別表第一の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 事務官等である再任用職員の俸給月額は、その者に適用される俸給表の再任用職員の欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 自衛官である再任用職員の俸給月額は、別表第二の再任用職員の欄に掲げる俸給月額の

うち、その者の属する階級に応じた額とする。

第九條 自衛隊法第四十四條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（以下この条において「再任用短時間勤務職員」という。）の俸給月額は、第六條並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として総理府令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする。

第十條第一項中「なつたとき」の下に「又は職員が離職し、自衛隊法第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項若しくは第四十五條の二第一項の規定により即日職員となつたとき」を加え、同条第三項中「場合の下に（自衛隊法第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又は第四十五條の二第一項の規定により即日職員となつた場合を除く。）」を加える。

第十二條の二に次の一項を加える。

5 第十二條及び第十四條（初任給調整手当、同条第二項及び第三項において準用する一般職給与法第十一條の四から第十一條の七までの規定による調整手当、住居手当、単身赴任手当及び特勤勤務手当に係る部分に限る。）の規定は、自衛隊法第四十四條の四第一項、第四十四條の五第一項又は第四十五條の二第一項の規定により採用された職員には適用しない。

第二十七條の二中「自衛官としての」と「自衛官（自衛隊法第四十五條の二第一項の規定により採用された自衛官を除く。第二十七條の四第一項において同じ。）としての」に改め、「在職期間」の下に「（第二十七條の八第一項及び第三項において単に「在職期間」という。）」を加える。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表（第四条一第六条、第八条関係）

職階	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号	俸給月額
1	245,500	334,300	373,700	417,500	472,300	1	583,000
2	254,600	345,600	387,300	431,300	486,400	2	588,000
3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	729,000
4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,600	6	937,000
7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
8	320,600	414,000	466,600	512,700	584,000	8	1,106,000
9	331,400	424,800	479,600	525,200	599,700	9	1,185,000
10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,268,000
11	353,400	446,200	503,100	548,200	627,900	11	1,346,000
12	364,600	456,800	513,900	558,100	638,100		
13	375,700	467,000	522,700	566,400	643,800		
14	386,700	476,100	530,200	574,200	650,600		
15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
16	407,800	489,500	542,600				
17	418,100	494,000	547,600				
18	428,100	498,400	552,600				
19	437,700	502,800					
20	445,800	507,200					
21	452,200	511,600					
22	457,900						
23	462,800						
24	467,200						
25	471,500						
26	347,700	375,700	415,200	454,400	514,400		

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を支給する職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

圖號	圖名	單位：元														
		材料費	人工費	機械費	其他費	合計	材料費	人工費	機械費	其他費	合計	材料費	人工費	機械費	其他費	合計
1	基礎工程	583.000	459.500	458.500	440.900	387.500	382.100	327.800	281.600	251.900	242.400	233.200	227.400	227.200	183.700	177.800
2	牆體工程	658.000	516.500	472.300	454.400	399.900	383.500	338.600	293.900	280.900	246.600	242.500	236.700	236.500	218.100	206.400
3	屋頂工程	729.000	553.100	486.100	467.900	413.500	376.000	349.400	303.600	292.000	256.900	250.200	244.700	239.200	219.700	206.100
4	內牆工程	810.000	589.400	499.800	481.400	427.100	387.500	360.600	313.900	279.400	259.300	253.300	253.000	236.500	225.900	208.100
5	外牆工程	873.000	565.500	515.100	494.900	440.500	389.400	371.900	324.200	289.200	267.800	261.800	261.500	250.700	234.200	213.400
6	屋頂工程	937.000	597.400	530.300	507.200	453.900	411.100	383.200	334.900	299.000	276.400	276.200	276.400	276.100	253.000	242.300
7	屋頂工程	1,025.000	597.400	545.500	519.300	467.300	422.800	394.500	344.900	308.800	285.600	285.300	279.500	279.200	261.500	249.200
8	屋頂工程	1,106.000	612.500	560.600	530.100	480.700	434.500	400.355.100	319.000	294.800	294.800	294.800	294.800	294.800	270.100	258.400
9	屋頂工程	1,185.000	627.500	575.700	540.900	493.600	446.000	417.300	385.300	328.700	303.300	307.200	307.200	279.200	269.400	241.000
10	屋頂工程	1,289.000	639.400	589.700	551.700	505.600	457.400	428.400	375.500	338.300	312.800	312.800	306.400	306.000	288.200	274.400
11	屋頂工程	1,346.000	648.200	603.000	562.500	516.400	468.800	439.400	385.000	347.900	321.600	321.600	315.100	314.700	297.000	283.000
12	屋頂工程	1,400.000	657.000	615.700	571.800	528.600	479.800	450.100	395.000	357.500	330.500	330.500	323.500	323.500	305.700	291.600
13	屋頂工程	1,465.000	665.000	625.100	581.900	536.200	491.000	460.800	404.400	367.100	339.400	339.400	332.700	332.300	314.400	300.000
14	屋頂工程	1,530.000	674.600	631.000	589.600	543.200	501.800	471.500	413.800	376.700	348.200	348.200	341.500	341.500	323.000	308.400
15	屋頂工程	1,600.000	687.500	639.500	594.900	550.200	512.000	482.800	422.800	386.200	357.300	357.300	350.400	350.400	331.400	316.400
16	屋頂工程	1,670.000	696.000	648.000	603.000	558.000	516.400	488.800	439.400	395.200	366.500	366.500	359.500	359.500	338.300	322.500
17	屋頂工程	1,740.000	705.000	657.000	611.000	568.000	526.000	498.000	449.000	403.900	375.400	375.400	368.400	368.400	346.300	329.200
18	屋頂工程	1,810.000	714.000	666.000	620.000	576.000	534.000	506.000	457.000	410.900	382.400	382.400	375.400	375.400	353.300	334.900
19	屋頂工程	1,880.000	723.000	675.000	629.000	584.000	542.000	514.000	465.000	419.000	390.000	390.000	383.000	383.000	360.900	341.900
20	屋頂工程	1,950.000	732.000	684.000	638.000	593.000	551.000	523.000	474.000	428.000	400.000	400.000	393.000	393.000	370.900	351.900
21	屋頂工程	2,020.000	741.000	693.000	647.000	602.000	560.000	532.000	483.000	437.000	409.000	409.000	402.000	402.000	379.900	360.900
22	屋頂工程	2,090.000	750.000	702.000	656.000	611.000	569.000	541.000	492.000	446.000	417.000	417.000	410.000	410.000	387.900	368.900
23	屋頂工程	2,160.000	759.000	711.000	665.000	620.000	578.000	550.000	501.000	455.000	426.000	426.000	419.000	419.000	396.900	377.900
24	屋頂工程	2,230.000	768.000	720.000	674.000	629.000	587.000	559.000	510.000	464.000	435.000	435.000	428.000	428.000	405.900	388.900
25	屋頂工程	2,300.000	777.000	729.000	683.000	638.000	596.000	568.000	519.000	473.000	444.000	444.000	437.000	437.000	414.900	399.900
26	屋頂工程	2,370.000	786.000	738.000	692.000	647.000	605.000	577.000	528.000	482.000	453.000	453.000	446.000	446.000	423.900	404.900
27	屋頂工程	2,440.000	795.000	747.000	701.000	656.000	614.000	586.000	537.000	495.000	466.000	466.000	459.000	459.000	436.900	415.900
28	屋頂工程	2,510.000	804.000	756.000	710.000	665.000	623.000	597.000	548.000	506.000	477.000	477.000	470.000	470.000	447.900	424.900
29	屋頂工程	2,580.000	813.000	765.000	719.000	674.000	632.000	606.000	557.000	515.000	486.000	486.000	479.000	479.000	456.900	433.900
30	屋頂工程	2,650.000	822.000	774.000	728.000	683.000	641.000	615.000	566.000	524.000	495.000	495.000	488.000	488.000	465.900	442.900
31	屋頂工程	2,720.000	831.000	783.000	737.000	692.000	650.000	624.000	575.000	533.000	504.000	504.000	497.000	497.000	474.900	451.900
32	屋頂工程	2,790.000	840.000	792.000	746.000	701.000	659.000	633.000	584.000	542.000	513.000	513.000	506.000	506.000	483.900	460.900
33	屋頂工程	2,860.000	849.000	801.000	755.000	710.000	668.000	642.000	599.000	557.000	528.000	528.000	521.000	521.000	499.900	478.900
34	屋頂工程	2,930.000	858.000	810.000	764.000	719.000	677.000	651.000	608.000	566.000	537.000	537.000	530.000	530.000	508.900	487.900
35	屋頂工程	3,000.000	867.000	819.000	773.000	728.000	686.000	660.000	617.000	575.000	546.000	546.000	539.000	539.000	516.900	496.900
36	屋頂工程	3,070.000	876.000	828.000	782.000	737.000	695.000	669.000	626.000	584.000	555.000	555.000	548.000	548.000	525.900	505.900
37	屋頂工程	3,140.000	885.000	837.000	791.000	746.000	704.000	678.000	635.000	593.000	564.000	564.000	557.000	557.000	534.900	514.900
38	屋頂工程	3,210.000	894.000	846.000	800.000	755.000	713.000	687.000	644.000	602.000	573.000	573.000	566.000	566.000	543.900	523.900
39	屋頂工程	3,280.000	903.000	855.000	809.000	764.000	722.000	696.000	653.000	611.000	582.000	582.000	575.000	575.000	552.900	532.900
40	屋頂工程	3,350.000	912.000	864.000	818.000	773.000	731.000	705.000	662.000	620.000	591.000	591.000	584.000	584.000	561.900	541.900
41	屋頂工程	3,420.000	921.000	873.000	827.000	782.000	740.000	714.000	671.000	629.000	600.000	600.000	593.000	593.000	570.900	551.900
42	屋頂工程	3,490.000	930.000	882.000	836.000	791.000	749.000	723.000	680.000	638.000	609.000	609.000	602.000	602.000	579.900	561.900
43	屋頂工程	3,560.000	939.000	891.000	845.000	800.000	758.000	732.000	689.000	647.000	618.000	618.000	611.000	611.000	588.900	569.900
44	屋頂工程	3,630.000	948.000	900.000	854.000	809.000	767.000	741.000	698.000	656.000	627.000	627.000	620.000	620.000	597.900	578.900
45	屋頂工程	3,700.000	957.000	909.000	863.000	818.000	776.000	750.000	707.000	665.000	636.000	636.000	629.000	629.000	606.900	587.900
46	屋頂工程	3,770.000	966.000	918.000	872.000	827.000	785.000	759.000	716.000	674.000	645.000	645.000	638.000	638.000	615.900	596.900
47	屋頂工程	3,840.000	975.000	927.000	881.000	836.000	794.000	768.000	725.000	683.000	654.000	654.000	647.000	647.000	624.900	605.900
48	屋頂工程	3,910.000	984.000	936.000	890.000	845.000	803.000	777.000	734.000	692.000	663.000	663.000	656.000	656.000	633.900	614.900
49	屋頂工程	3,980.000	993.000	945.000	899.000	854.000	812.000	786.000	743.000	701.000	672.000	672.000	665.000	665.000	642.900	623.900
50	屋頂工程	4,050.000	1,002.000	954.000	908.000	863.000	821.000	795.000	752.000	710.000	681.000	681.000	674.000	674.000	651.900	632.900
51	屋頂工程	4,120.000	1,011.000	963.000	917.000	872.000	830.000	804.000	761.000	719.000	690.000	690.000	683.000	683.000	660.900	641.900
52	屋頂工程	4,190.000	1,020.000	972.000	926.000	881.000	839.000	813.000	770.000	728.000	699.000	699.000	692.000	692.000	669.900	650.900
53	屋頂工程	4,260.000	1,029.000	981.000	935.000	890.000	848.000	822.000	779.000	737.000	708.000	708.000	701.000	701.000	678.900	659.900
54	屋頂工程	4,330.000	1,038.000	990.000	944.000	899.000	857.000	831.000	788.000	746.000	717.000	717.000	710.000	710.000	687.900	668.900
55	屋頂工程	4,400.000	1,047.000	1,000.000	953.000	908.000	866.000	840.000	797.000	755.000	726.000	726.000	719.000	719.000	696.900	677.900
56	屋頂工程	4,470.000	1,056.000	1,009.000	962.000	917.000	875.000	849.000	806.000	764.000	735.000	735.000	728.000	728.000	705.900	686.900
57	屋頂工程	4,540.000	1,065.000	1,018.000	971.000	926.000	884.000	858.000	815.000	773.000	744.000	744.000	737.000	737.000	714.900	695.900
58	屋頂工程	4,610.000	1,074.000	1,027.000	980.000	935.000	893.000	867.000	824.000	782.000	753.000	753.000	746.000	746.000	723.900	704.900
59	屋頂工程	4,680.000	1,083.000	1,036.000	989.000	944.000	902.000	876.000	833.000	791.000	762.000	762.000	755.000	755.000	732.900	713.900
60	屋頂工程	4,750.000	1,092.000	1,045.000	998.000	953.000	911.000	885.000	842.000	800.000	771.000	771.000	764.000	764.000	741.900	722.900
61	屋頂工程	4,820.000	1,101.000	1,054.000	1,007.000	962.000	920.000	894.000	851.000	809.000	780.000	780.000	773.0			

備考 (一) 統合暴動会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将補、海将補又は空将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正)

第三条 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第一条中」の下に「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項」とを加える。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第四条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「受けた者」との下に、「国家公務員法第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法第四十四条の五第一項」とを加える。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条の規定 公布の日

二 第一条中自衛隊法第四十六条の改正規定(同条第二項後段に係る部分を除く。及び附則第五条第一項の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中自衛隊法目次の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第八章中第百七条の次に一条を加える改正規定及び同法第百十八条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(実施のための準備)

第二条 第一条の規定による改正後の自衛隊法

第四部

外交・防衛委員会会議録第二十号 平成十一年八月五日【参議院】

(附則第四条から第六条までの規定において「新自衛隊法」という。第四十四条の四、第四十四条の五及び第四十五条の二の規定の円滑な実施を確保するため、任命権者は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、長官は、任命権者の行う準備に関し必要な連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(旧法再任用隊員に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に第一条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用され、同項の任期又は同条第二項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である隊員(次項において「旧法再任用隊員」という。)に係る任用(任期の更新を除く。及び退職手当については、なお従前の例による。

2 旧法再任用隊員に対する第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第五條第一項、第八條第一項及び第二項、第十條第一項及び第三項、第二十二條の二第五項、別表第一並びに別表第二の規定並びに第三条の規定による改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第七條の規定の適用については、旧法再任用隊員は、自衛隊法第四十四条の四第一項の規定により採用された隊員でないものとみなす。

(任期の末日に関する特例)

第四条 次の表の上欄に掲げる期間における新自衛隊法第四十四条の四第三項(新自衛隊法第四十四条の五第二項において準用する場合を含む。及び第四十五条の二第三項の規定の適用については、新自衛隊法第四十四条の四第三項及び第四十五条の二第三項中「六十五年」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

平成十三年四月一日から平成十六年三月三十一日まで	六十一年
平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	六十二年
平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	六十三年
平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	六十四年

(懲戒処分に関する経過措置)

第五条 新自衛隊法第四十六条第二項前段の規定は、同項前段に規定する退職が附則第一条第二号の政令で定める日以後である隊員について適用する。この場合において、同日前に同項前段に規定する先の退職がある隊員については、当該先の退職の前の隊員としての在職期間は、同項前段に規定する要請に応じた退職前の在職期間には含まれないものとする。

2 新自衛隊法第四十六条第二項後段の規定は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日(施行日以後である隊員について適用する。この場合において、附則第一条第二号の政令で定める日以前に同項前段に規定する退職又は先の退職がある隊員については、同日前のこれらの退職の前の隊員としての在職期間は、同項後段の第四十四条の四第一項第一号から第六号までに掲げる者となった日までの引き続く隊員としての在職期間には含まれないものとする。

(承認の処分の国会に対する報告に関する経過措置)

第六条 新自衛隊法第六十二条第五項の規定は、第一条中自衛隊法第六十二条の改正の規定の施行の日以後に防衛庁長官が行った新自衛隊法第六十二条第三項の承認の処分(新自衛隊法第六十二条第一項の規定に係るものを除く。)について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 第一条中自衛隊法第六十二条の改正規定

の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成十一年八月十三日印刷

平成十一年八月十六日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局